

2023年6月14日

各位

会 社 名 株式会社イメージ・マジック 代表者名 代表取締役社長 山 川 誠

(コード:7793 東証グロース)

問合せ先 取締役管理本部長 栗原 俊幸

(TEL. 03-6825-7510)

<u>決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ</u>

当社は、本日開催の取締役会において、2023年7月28日開催予定の当社第28期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとしておりますが、春季から夏季が当社事業の繁忙期であり、決算関連業務が当該繁忙期と重なることを避けるため、及び将来の海外ビジネス展開を見据えて、海外で一般的な決算期に合わせるため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。

2. 決算期(事業年度の末日)変更の内容

現 在: 毎年4月30日 変更後: 毎年12月31日

決算期変更後の経過期間となる第29期は、2023年5月1日から2023年12月31日までの8か月間となる予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

事業年度(決算期)の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として附則を設けるものであります。

(2)変更の内容

変更内容は別紙記載のとおりです。

(3)変更の日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2023 年 7 月 28 日 定款変更の効力発生日 2023 年 7 月 28 日

現行定款	変
第3章 株主総会 (招集) 第10条 定時株主総会は、毎年 <u>7月</u> に招集し、臨時株主	第3章 株主総会 (招集) 第10条 定時株主総会は、毎年 <u>3月</u> に招集し、臨時株主
総会は、必要がある場合に招集する。 (定時株主総会の基準日)	総会は、必要がある場合に招集する。 (定時株主総会の基準日)
第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、	第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、
毎年4月30日とする。	毎年 <u>12月 31日</u> とする。
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第39条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年	第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月
<u>4月30日</u> までとする。	<u>31 日</u> までとする。
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>4月30日</u> とする。	第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u> とする。
2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。	2 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。
3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を	3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を
することができる。	することができる。
(附 則)	(附 則)
(新 設)	第2条 第39条の規定にかかわらず、第29期事業年度は、
	2023 年 4 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までとす
(445 - 78)	<u>5.</u>
(新 設)	第3条 第41条の規定にかかわらず、第29期事業年度の
	<u>中間配当の基準日は、2023年10月31日とする。</u> 第4条 前2条及び本条の規定は、第29期事業年度の経
(新 設)	過をもってこれを削除するものとする。

以 上